



資料編

- ・ 用語解説 P.4 1
- ・ 高知県子ども読書活動推進協議会委員名簿 P.4 3
- ・ 高知県子ども読書活動推進協議会における検討の経過 P.4 4
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律 P.4 5
- ・ 学校図書館法 P.4 7

用語解説

NO	用語	ページ	解説
1	ブックスタート応援事業	2	乳幼児健診等の機会に、赤ちゃんと保護者に対し親子で一緒に絵本を楽しむ事の大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動。
2	レファレンス・サービス	3	利用者の問い合わせに図書館資料(図書や雑誌、新聞、データベースなど)を案内したり、図書館資料に基づいて回答するサービスのこと。
3	ペープサート	4	人物などを描いて切り抜いたものに棒を付け、背景の前で動かして演じる簡易の人形劇。
4	エプロンシアター	4	人形劇のようなもので、エプロンをした人がポケットから仕掛けのある登場人物の人形を取り出し、付けたり、はずしたりしながら、エプロンを背景にお話を進める表現法。
5	学校図書館図書標準	6	文部科学省が平成5年3月に定めた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。学校の種別と学級数毎に整備すべき蔵書冊数が示されている。
6	学校司書	6	学校図書館法が改正され、平成27年4月1日から、学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)を置くよう努めなければならないことが定められた。(学校図書館担当職員ともいう。高知県の数値には、学校図書館支援員の数値も含む。勤務形態によって、常勤職員、非常勤職員がいる。)
7	学校図書館支援員	6	小学校・中学校における専ら学校図書館の開館や図書の貸出、環境整備等を業務の中心とする職員(教員、ボランティアを除く)。
8	マルチメディアデジター図書	6	本文の文字や画像が音声と同期し、視覚と聴覚の両方から情報が入る電子図書。
9	ブックトーク	7	テーマやトピックを決めて、それに沿った本を聞き手に紹介すること。必ずしも本の全部を読まないところが、読み聞かせと異なる。
10	ストーリーテリング	7	昔話や物語を覚えて語って聞かせること。
11	NIE講座	7	NIE(Newspaper in Education=エヌ・アイ・イー)とは、「教育に新聞を」という運動で、授業の教材として新聞を利用するための新聞社と学校の共同活動。アメリカで1960年代半ばから組織的に始まり、現在はほとんどの新聞社が実施し、子どもたちの考える力や表現する力、伝える力を育む取組として効果を上げている。
12	PDCAサイクル	8	Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)の頭文字を取ったもので、目的達成のためにスパイラル状に回る仕組みをいう。
13	データベース化	9	特定の情報を編集や加工、蓄積して、コンピュータによる検索等を容易にできるようにしたもの。
14	アクティブ・ラーニング	11	教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学習することによって、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。
15	カリキュラム・マネジメント	11	学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図るPDCAサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、そのための条件づくり・整備である。

NO	用語	ページ	解説
16	探究的な学び	12	問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動のこと。
17	情報リテラシー	13	情報を客観的に判断するとともに、自己の目的に適合するように活用できる能力のこと。
18	WG会	17	Working Group=ワーキンググループの略。作業部会を意味する。高知県教育委員会事務局内に、子どもの読書活動の推進のため、高知県教育センター・幼保支援課・小中学校課・高等学校課・特別支援教育課・生涯学習課・新図書館整備課・高知県立図書館の8部署からWG会を設置。
19	キャリア教育	20	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
20	読書楽力検定	21	高知県教育委員会が、子どもたちの読書時間の増加と質の向上、また、自発的な読書の動機づけとするために、推薦図書リスト「きつとある キミの心に ひびく本」掲載図書からクイズ形式で出題している検定。
21	ティーンズ・サービス	22	図書館で使われる子どもの成長・発達段階の呼び方の一つで、10代(中学生・高校生)の子ども向けのサービスのこと。この年代をYA(ヤングアダルト)とも呼ぶ。
22	ビブリオバトル	22	書評合戦。1人5分の持ち時間で、1冊の本について語ることによって進め、2～3分のディスカッションの時間をとる。最後に参加者全員で、「自分も読みたくなった」ともっとも思ったものに投票を行い、勝者を決める。
23	ユニバーサルデザイン	22	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。
24	パネルシアター	23	布のパネルに、布でできた登場人物や小道具をはったり、はがしたりしながら、お話や歌に合わせて進める表現法。
25	LLブック	23	知的障害や発達障害、失語症、聴覚障害等、読むことが難しい方向けに作られた、写真や絵、絵文字、短い言葉等で構成された本。「LL」はスウェーデン語のLättläst(やさしく読みやすい本)の略。
26	デイジー	24	視覚障害者や高齢者、ディスレクシア(知的な遅れはないが、読んだり書いたりすることが苦手な人たちのこと)など、印刷物を読むことが困難な方々のためのデジタル図書の国際標準規格。
27	サピエ図書館	24	全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する、日本最大の録音・点字図書等を提供するネットワーク。視覚障害者や、視覚による表現の認識に障害のある方々が利用できる。音声デイジー・データ5万タイトル以上、点字データ16万タイトル以上のほか、全国の点字図書館が所蔵するデータ89万タイトル以上がリクエストにより利用できる。
28	テキスト・データ	24	パソコンに入力された文字だけの文章。
29	パスファインダー	27	あるテーマに関する資料や情報を探するための手段を簡単にまとめたもの。
30	ブックリスト	27	あるテーマに関する資料の情報をリストにまとめたもの。

※再掲されている語句については、ページを記載していません。

高知県子ども読書活動推進協議会委員名簿

(平成 24 年度～平成 26 年度)

氏 名	所 属 等	備 考
石川 浩之	高知新聞社 NIE 推進室長 こども編集部長	学識経験者
岩井 拓史 (平成 25 年度～平成 26 年度)	土佐清水市立市民図書館主任・司書	社会教育関係者
岡 敦子	高知市立旭小学校長 高知県学校図書館協議会長	学校教育関係者
中川 達生 (平成 24 年度)	土佐市立市民図書館長	社会教育関係者
山中 節子	家庭教育サポーター のいち子ども図書館クラブ代表	家庭教育関係者
渡邊 春美	高知大学教育学部教授 (国語教育) 高知大学教育学部附属小学校長	学識経験者

(平成 27 年度～平成 28 年度)

氏 名	所 属 等	備 考
石川 浩之	高知新聞社地域読者局次長 兼メディア企画部長	学識経験者
岩井 拓史	土佐清水市立市民図書館主任・司書	社会教育関係者
川北 恭弘	高知県高等学校 PTA 連合会長 高知県保幼小中高 PTA 連合体連絡協議会長	家庭教育関係者
窪内 靖	土佐町教育長	社会教育関係者
花房 果子	フリーアナウンサー NPO 法人「絵本で子育て」センター絵本講師 高知こどもの図書館理事	家庭教育関係者
前田 仁子	高知県立中芸高等学校長	学校教育関係者
八木 千晶	高知県立高知若草養護学校副校長	学校教育関係者
山下 文一	高知県幼保支援・親育ち支援スーパーバイザー 高知学園短期大学准教授	学識経験者
吉村美恵子	高知市立初月小学校長 高知県学校図書館協議会長	学校教育関係者
渡邊 春美	高知大学名誉教授	学識経験者

※氏名五十音順

高知県子ども読書活動推進協議会における検討の経過

回	開催日	協議内容
第1回	平成27年 12月7日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ◆第三次高知県子ども読書活動推進計画策定について <ol style="list-style-type: none"> 1 策定の趣旨 2 検討体制 3 策定作業スケジュール ◆第三次高知県子ども読書活動推進計画策定検討に係る論点について <ol style="list-style-type: none"> 1 第二次高知県子ども読書活動推進計画の検証について 2 読書活動の意義について 3 第三次高知県子ども読書活動推進計画における重点課題について 4 読書環境の変化について ◆第二次高知県子ども読書活動推進計画の成果と課題について
第2回	平成28年 3月17日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ◆第二次高知県子ども読書活動推進計画の成果と課題について ◆基本的理念、読書活動の在り方について <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的理念（案） 2 子どもの現状、社会の変化と読書活動の在り方（案） ◆第三次高知県子ども読書活動推進計画骨子（案）について
第3回	平成28年 7月28日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ◆第三次計画の基本的理念及び第二次計画の成果と課題について ◆第三次計画の基本的な考え方について <ol style="list-style-type: none"> 1 「今後の読書活動推進に向けて重視すべき視点」について 2 「基本目標」について 3 「取組の基本的な方向性」（基本方針）について ◆第三次計画の具体的な推進方策について
第4回	平成28年 10月31日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ◆第三次計画素案について <ol style="list-style-type: none"> 1 はじめに 2 第1章 第二次計画の成果と課題 3 第2章 第三次計画の基本的な考え方について <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会情勢の変化と今後の読書活動推進の在り方 (2) 取組の基本的な考え方 4 第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組について

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における附帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一. 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二. 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三. 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四. 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五. 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六. 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

学校図書館法

(昭和二十八年法律第百八十五号)

最終改正：平成二十七年法律第四十六号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

○学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平成九年政令第百八十九号）

学校図書館法附則第二項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。））とを合計した数）が十一以下の学校とする。

附 則

この政令は、公布の日（平成九年六月十一日）から施行する。

第三次高知県子ども読書活動推進計画

発行日：平成29年2月

編集・発行：高知県教育委員会事務局

生涯学習課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

TEL：088-821-4629

FAX：088-821-4505

E-mail：310401@ken.pref.kochi.lg.jp